

株式会社オービックビジネスコンサルタントとの契約の一部公表内容について

株式会社静岡中央銀行（以下、「銀行」）は、2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」とそれに係る政府令等に基づき、株式会社オービックビジネスコンサルタント（以下、「接続事業者」）との VALUX（以下、「本サービス」）による接続に係る契約内容の一部を公表いたします。

1. 利用者に損害が生じた場合における当該損害についての銀行と接続事業者との賠償責任の分担に関する事項（銀行法第五十二条の六十一の十 第二項の一）

- (1) 接続事業者は、本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償する。但し、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、接続事業者は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方にに基づき、利用者に補償を行うものとする。
- (2) 接続事業者は、前項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が銀行の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、接続事業者が利用者に賠償又は補償した損害を銀行に求償することができる。また、接続事業者は、前項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が銀行及び接続事業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、銀行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上銀行と合意した額を求償することができる。
- (3) 接続事業者が第1項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が、銀行又は接続事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、銀行及び接続事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。
- (4) 銀行は、本銀行機能若しくは本回線に関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、以下のとおり接続事業者に求償できる。
 - ①当該損害が専ら接続事業者の責めに帰すべき事由によるものであることを銀行が疎明したときは、銀行が利用者に賠償又は補償した損害を接続事業者に求償することができる。
 - ②当該損害が銀行及び接続事業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを銀行が疎明したときは、接続事業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上接続事業者と合意した額を求償することができる。
 - ③当該損害が、銀行又は接続事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、銀行及び接続事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。

2. 接続事業者による利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに接続事業者が当該措置を行わない場合に銀行が行うことができる措置に関する事項

(銀行法第五十二条の六十一の十 第二項の二)

- (1) 接続事業者は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱うものとする。
- (2) 接続事業者は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、接続事業者の費用と責任において行うものとする。
- (3) 接続事業者は、本サービスにおいて虚偽又は誤認のおそれのある表示、説明等を行ってはならず利用者の保護のために必要な表示、説明等を行うものとする。銀行は、接続事業者が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、接続事業者に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、接続事業者に事前に通知した上で、本回線連携を停止することができる。

3. 電子決済等代行業再委託者※（以下、「連鎖接続先」）が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために、接続事業者が行う措置並びに当該措置を行わないときに銀行が行うことができる措置に関する事項

(銀行法第五十二条の六十一の十 第二項の三【銀行法施行規則第三十四条の六十四の十六】)

- (1) 接続事業者は、連鎖接続先に対し、接続事業者と同等の義務を負わせ、連鎖接続先の費用と責任においてこれを遵守させる。
- (2) 接続事業者は、連鎖接続先に対し、当該連鎖接続先のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、連鎖接続先との間で連鎖接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとする。銀行は、連鎖接続先に前項の義務の不履行があり、又は、接続事業者が連鎖接続先に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、接続事業者当該連鎖接続先との連鎖接続の停止を求めることができるものとし、又は接続事業者が相当期間内に当該連鎖接続先との連鎖接続を停止しない場合に本回線連携を制限若しくは停止することができるものとする。銀行は、連鎖接続の停止を求める場合に可能な範囲でその理由を接続事業者の説明するものとする。
- (3) 接続事業者は、連鎖接続先が負う義務の不履行について、連鎖接続先と連帯して責任を負う。
- (4) 接続事業者は、連鎖接続先のサービスを利用する者に生じた損害について連鎖接続先とともに責任を負うものとし、銀行は、銀行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、連鎖接続先又は連鎖接続先のサービスを利用する者に生じた損害について責任を負わないものとする。

※電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第三十四の六十四の九第三項のいずれかに該当する事業者のことをいう。